

- 1 この届出書は、利用者負担の上限額管理を依頼する事業所が決まり次第、受給者証を添えて、福祉課へ提出してください。
- 2 利用者負担の上限額管理を依頼する事業所を変更するときは、変更年月日を記入のうえ、福祉課へ提出してください。
- 3 この届出書は上限管理開始年月の月末までに福祉課へ提出してください。
- 4 この届出書の届出がない場合、利用者負担額を一旦全額負担していただくことがあります。